

## 2. 業績の概要

### ■主な業績

令和3年度上半期の業績は、次のとおりとなりました。

#### ●損益の状況

(単位：百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
経常利益	2,695	2,974	2,810
当期剰余金	2,018	2,271	2,259
事業純益		2,099	428
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		1,284	1,957

- (注) 1. 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額  
 2. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益－投資信託解約損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。  
 3. 事業純益およびコア事業純益は、農協法施行規則の改正を受け令和3年3月末分より開示しております。

#### ●主要勘定の状況

(単位：百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
貯金	2,064,219	2,026,078	2,073,987
貸出金	254,705	262,692	269,006
預け金	1,156,525	1,103,591	1,182,288
有価証券	826,641	823,190	774,974

#### ●自己資本の状況

(単位：百万円、%)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
自己資本の額	128,174	127,214	129,493
リスク・アセット等の合計額	1,000,164	992,715	1,012,217
単体自己資本比率	12.81	12.81	12.79

(注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

## ●金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
金融再生法に基づく不良債権 (A)	6,467	6,343	5,667
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	920	965	301
危険債権	4,786	5,377	5,366
要管理債権	760	-	-
正常債権 (B)	249,157	257,382	264,404
合計 (A) + (B)	255,625	263,725	270,071
金融再生法に基づく不良債権に対する保全額 (C)	5,713	6,343	5,667
担保・保証	570	488	558
貸倒引当金	5,142	5,854	5,108
保全率 (C) / (A) × 100	88.34	100.00	100.00

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなってはませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証」とは、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、貯金、有価証券、不動産等の担保、保証等により回収が見込まれる債権額をいいます。
6. 「貸倒引当金」とは、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、すでに貸倒引当金に繰り入れた引当残高をいいます。

## ●リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
破綻先債権額	697	765	122
延滞債権額	5,009	5,578	5,522
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	760	-	-
合計	6,467	6,343	5,645

(注) 1. 「破綻先債権」とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ●有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	23,064	23,751	687
そ の 他	782,642	803,577	20,935
合 計	805,706	827,328	21,622
令和3年3月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	20,524	21,070	546
そ の 他	774,561	802,666	28,105
合 計	795,085	823,737	28,651
令和3年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満 期 保 有 目 的	13,968	14,433	464
そ の 他	729,884	761,005	31,120
合 計	743,853	775,438	31,584

- (注) 1. 売買目的有価証券は保有していません。  
 2. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 3. 取得価額は償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

## ●金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和2年9月末			
運 用 目 的	2,000	2,034	34
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	19,843	18,973	△870
合 計	21,843	21,008	△835
令和3年3月末			
運 用 目 的	1,500	1,503	3
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	20,174	19,747	△426
合 計	21,674	21,251	△423
令和3年9月末			
運 用 目 的	1,500	1,522	22
満 期 保 有 目 的	-	-	-
そ の 他	23,188	22,966	△222
合 計	24,688	24,488	△200

- (注) 1. 満期保有目的の金銭の信託は保有していません。  
 2. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 3. 取得価額は、運用目的金銭の信託については取得価額を、その他目的金銭の信託については償却原価適用後の帳簿価額を記載しています。